

札幌市ホームレス の自立の支援の ための取組方針

平成 17 年（2005 年）1 月策定
令和 2 年（2020 年）3 月改訂

札幌市ホームレスの自立の支援のための取組方針 目次

第1	取組方針改訂の目的	1
1	取組方針の目的	
2	取組方針改訂に至る経緯	
第2	札幌市におけるホームレスに関する現状	3
1	札幌市内における最近のホームレスに関する傾向・動向	3
(1)	ホームレス（路上（野宿）生活者）概数調査の結果	
(2)	ホームレス（路上（野宿）生活者）生活実態調査の結果	
(3)	J O I Nにおける支援実績からの分析	
2	現状分析に基づく今後の支援の基本的な考え方について	6
(1)	路上（野宿）生活者について	
(2)	住居喪失者について	
第3	取組方針の推進のための施策	7
1	ホームレス支援の担い手について	7
(1)	J O I Nについて	
ア	J O I N設立の経緯	
イ	J O I Nの業務内容	
ウ	J O I Nの活動に対する評価	
エ	J O I N分室それぞれの特性	
オ	J O I Nへの相談者のフローチャート	
(2)	ホームレス自立支援連絡会議	
(3)	民間団体によるホームレス支援	
2	具体的な支援策について	11
(1)	就業の機会の確保について	
ア	J O I N分室による就労支援事業	
イ	ホームレス就労支援入所事業	
ウ	今後の課題	
(2)	安定した居住場所の確保について	
ア	J O I N分室のシェルターについて	
イ	救護施設への緊急一時入所について	
ウ	住居確保給付金について	
エ	札幌市居住支援協議会について	
オ	無料低額宿泊所について	

(3) 保健医療の確保について

- ア ホームレス総合相談会における健康相談
- イ 精神保健に関する相談
- ウ 各区役所保護課における対応

**第4 地域における生活環境の改善及び安全の確保等に関する
事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16**

- 1 公共施設の巡視活動の実施
- 2 放置物の処理、法令の規定に基づく監督処分等の措置の実施

第5 各行政機関や民間団体等、関係機関との連携について・・・・・・・・ 17

- 1 生活困窮者支援ネットワーク会議による連携
- 2 札幌中心部ホームレス対策施設連絡会について
- 3 国や北海道、及び近隣自治体の関係機関との連携
 - (1) 国の機関との連携について
 - (2) 北海道及び近隣自治体との連携について

第1 取組方針改訂の目的

1 取組方針の目的

「札幌市ホームレスの自立の支援のための取組方針（以下「取組方針」という。）」は、札幌市が今後5年間、ホームレスへの自立支援施策を総合的に実施していくための方針であり、施策の実施を通じて、ホームレスの自立支援等を推進していくことを目的とする。

2 取組方針改訂に至る経緯

国は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「特措法」という。）」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を定めており、ホームレスを抱える地方自治体が取り組むべき施策を提示しているところである。

これを受け、札幌市は平成17年1月に取組方針を策定し、以後、国の基本方針改訂に合わせる形で、平成22年11月、平成27年3月にそれぞれ改訂を加え、現在に至っている。

一方で、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「自立支援法」という。）」が成立したことにより、札幌市では、平成27年4月からこの法律に基づく事業として、民間のホームレス支援団体とともに「札幌市ホームレス相談支援センター：通称JOIN（ジョイン）」を設置し、これを中心にホームレスの自立支援を実施している。

このような前回改訂時からの経緯を踏まえ、今回、改訂を実施するものである。

なお、本取組方針の実施期間は、今後5年間（令和2年度から令和6年度まで）と見込むが、ホームレスの概数調査等を通じた施策の取組実績に係る評価、または法や基本方針の見直し、関連施策の法令施行などの動向を踏まえ、必要に応じ、関係機関や関係団体等への意見聴取を通じて見直しを行うこととする。

※取組方針中の「ホームレス」という言葉の定義について

特措法第2条では、「ホームレス」とは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している。一方、自立支援法第2条第5項では「生活困窮者一時生活支援事業」の対象者を「一定の住居を持たない生活困窮者」とし、起居の場所を限定せず、より範囲を広く捉えている。

いずれも捉え方は異なるものの、具体的な支援内容に差が無いことから、この取組方針の文中においては、特措法第2条による定義のホーム

レスを「路上（野宿）生活者」と表記し、単に「ホームレス」と表記する場合には、路上（野宿）生活者に加え、自立支援法の対象となる「一定の住居を持たない生活困窮者」も含むものとする。

第2 札幌市におけるホームレスに関する現状

1 札幌市内における最近のホームレスに関する傾向・動向

(1) ホームレス（路上（野宿）生活者）概数調査の結果

札幌市では、平成11年度からホームレス（路上（野宿）生活者）の概数調査を行っており、これまでに最も路上（野宿）生活者数が多かったのは、平成18年度調査時の132人である。最新の調査（平成31年1月）時点では、43人となっている。

調査結果を地区別に見ると、JR札幌駅周辺に12人（前回調査時10人）、狸小路や大通公園周辺等に16人（前回調査時19人）の路上（野宿）生活者が起居しており、これら札幌市中心部で全体の約6割を占めている。このほか、郊外の地下鉄駅周辺や公園、深夜営業の店舗に12人（前回調査時3人）、豊平川河川敷に3人（前回調査時3人）が確認されている。

札幌市の路上（野宿）生活者 概数の推移

（単位：人）

年度	18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
概数	132人	50人	45人	33人	37人	35人	43人

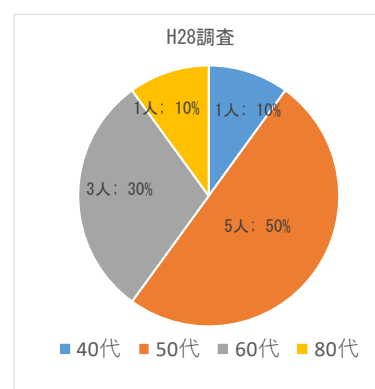
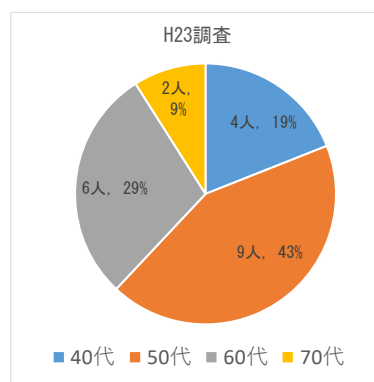
※調査はいずれも1月

(2) ホームレス（路上（野宿）生活者）生活実態調査の結果

札幌市では、平成29年1月に実施したホームレス（路上（野宿）生活者）生活実態調査時に併せて、路上（野宿）生活者の生活実態について、10人を対象として個別面接による聞き取り調査を実施した。結果は以下のとおり。

○ 年齢

右のグラフのとおり比率になっており、平均年齢は高くなってきている。



○ **路上（野宿）生活の形態**

寝場所が決まっている方は4人・40%で、全員が駅舎となっている。寝場所としてテント・小屋を常設している方はおらず、ダンボール・簡単な敷物を使用している方が6人・60%、寝場所は特に作らない方が4人・40%であった。

○ **路上（野宿）生活の期間**

1年以上の方が9人で全体の90%となっており、平成24年1月の前回調査時（85%）に比べ、長期化が進んでいる。

○ **路上（野宿）生活をする前の仕事上の立場**

正社員だった方が8人・80%と最も多く、臨時・パートだった方と日雇が同数で1人・10%となっている。

○ **健康状態**

具合の悪いところがあると答えている方は3人・30%。症状としては、腰痛、歯の痛み、めまい、咳が続く、むくみなどとなっている。

○ **福祉制度について**

J O I Nの相談支援員が週1回実施している巡回相談のことを知っている方が9人・90%で、うち相談したことがある方が1人。また、「J O I Nの存在を知っているか」という質問に対しては、全員が存在を知ってはいるが利用しようとは思っていないとのことであった。

○ **希望する今後の生活**

「今のままでいい」が3人・30%と最も多いが、就労や福祉制度の利用により何らかの形で路上生活から抜け出したいと考えている方が半数。しかし、福祉制度の利用について敷居が高いと感じている方や、J O I Nを利用しようとは思っていない方が多いため、働きかけが難しいところである。

○ **出身地・家族の状況**

道内出身が8人・80%。ここ1年間家族と連絡のなかった方は9人・90%であった。

(3) J O I Nにおける支援実績からの分析

J O I Nでは、平成27年度から札幌市内におけるホームレス支援を実施している。これまでの利用者の実績については、以下のとおり。

【シェルター利用者の年齢及び性別（平成27～30年度累計）】

	男性	年代別割合	女性	年代別割合
10～20代	205人	18.4%	59人	25.1%
30代	272人	24.4%	54人	23.0%
40代	288人	25.9%	57人	24.3%
50代	194人	17.4%	30人	12.8%
60代	113人	10.2%	25人	10.6%
70代以上	41人	3.7%	10人	4.3%

計 1,113人 235人

男女比 82.6% 17.4%

※複数世帯については、世帯主の年齢のみ反映

男性が8割強を占めているが、女性も累計で200人以上がシェルターを利用しており、決して少ない数字とは言えない。また、10代から40代までの比較的若い年齢層が7割以上を占め、比較的高齢者が多い路上生活者とは違った傾向となっている。

【シェルター利用者に対する支援結果】

(単位:人)

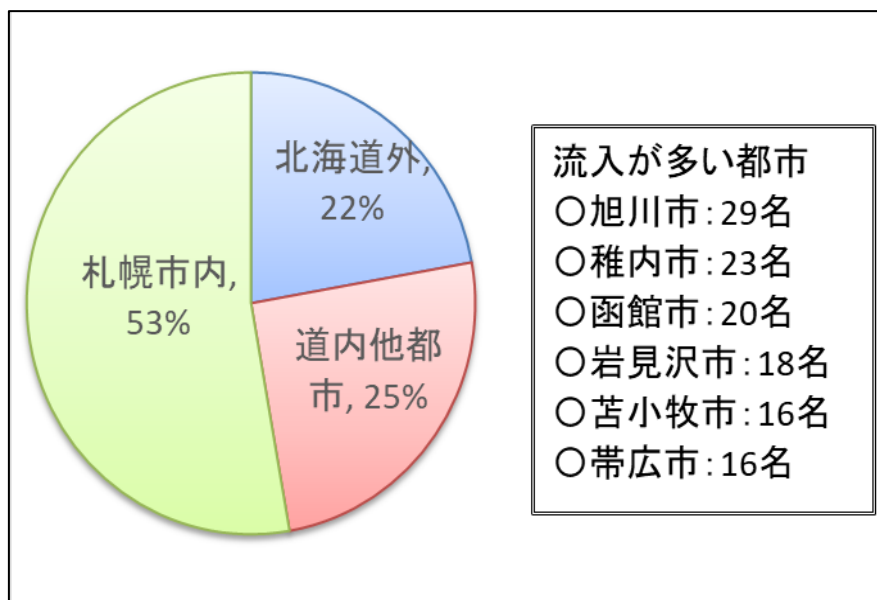
	相談者数	シェルター利用者数	(支援結果内訳)			
			就労	生活保護	失踪等	その他
平成27年度	807	375	125	159	54	37
平成28年度	738	376	97	170	91	18
平成29年度	646	320	84	153	72	11
平成30年度	748	332	73	163	40	56
計	2,939	1,403	379	645	257	122
割合			27.0%	48.0%	18.3%	8.7%

相談者数については、700から800人程度で横ばい傾向であるが、J O I N設立前の市全体の相談者数が年間200から300人程度だったことと比べると、設立後は倍増している。

また、支援結果について、生活保護を受けて生活の安定を図っている方が半数近くになっているが、就労自立も1/4を占めており、生活保

護に陥る前のセーフティーネットとしての役割も果たしていると言える。

【JOIN入所前の居住地】



比較的大きな都市からの流入が多い中、目を引くのは、稚内市からの流入者だが、その多くは、工場などに働きに来たけれども自分が考えていた労働環境と違ったということで仕事に馴染めなかったり、体調を崩したりして仕事を続けられず、何とか札幌まで戻ってきた、という道外出身者である。

2 現状分析に基づく今後の支援の基本的な考え方について

(1) 路上（野宿）生活者について

路上生活者は、巡回相談等にて相談支援を受けられることを情報として知っているが、実際に支援を受けることを拒否している方が多い。このような方に対しては、支援を無理強いすることはせず、巡回相談による見守りを続け、本人が支援を受ける気持ちになったらすぐに支援できるよう、つながりを維持していくこととする。

(2) 住居喪失者について

路上ではほとんど見かけることが無く発見が難しいため、住居喪失予備軍が多く利用していると思われる、ネットカフェやカプセルホテル、また深夜営業しているファーストフード店やコンビニエンスストアなどに協力を得て、イートインスペースなどにJOINのパンフレットを配架するなどして、活動を周知していくこととする。

第3 取組方針の推進のための施策

1 ホームレス支援の担い手について

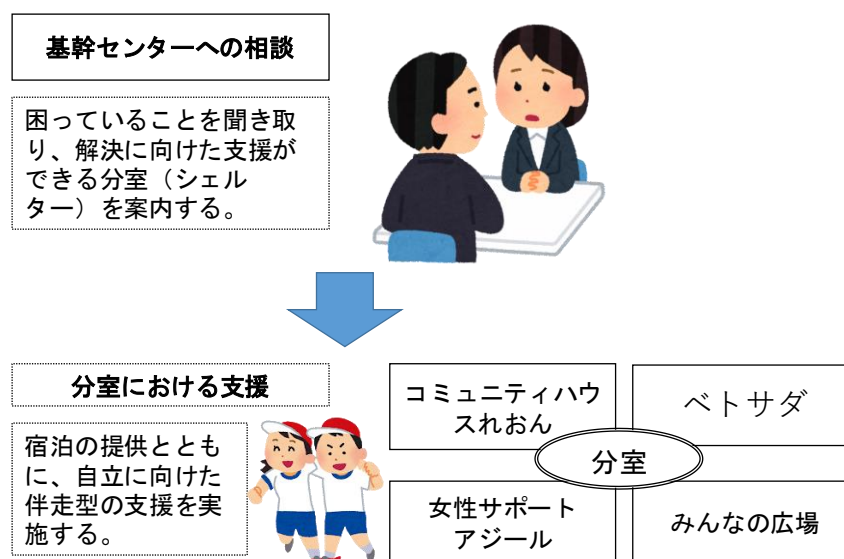
(1) JOINについて

ア JOIN設立の経緯

JOINは、自立支援法施行以前から、ホームレス支援団体として活動実績がある4つの民間団体が中心となり、協議会を結成したものである。平成27年度から、札幌市より委託されたホームレスの自立支援に係る諸事業を実施している。

イ JOINの業務内容

JOINの主たる業務は、「基幹センター（相談支援センター）」にてホームレスからの相談を受け付け、「分室（相談支援員付きシェルター）」にて宿泊場所を提供しつつ、相談支援を実施することである。



他に、以下の業務を実施している。

- 市内中心部ホームレスへの巡回相談
- ホームレス総合相談会の開催（年2回）
- ホームレス支援ネットワーク会議の開催（年2回）

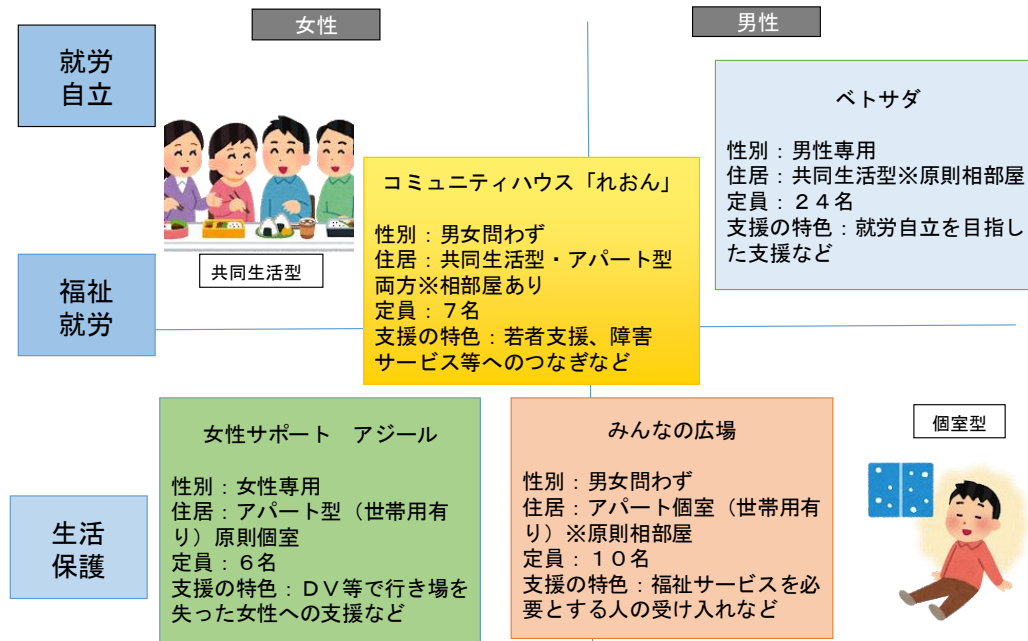
ウ JOINの活動に対する評価

JOINでは、利用者に対し単に一時的な宿泊場所を提供するだけではなく、アセスメントとそれに基づく支援プランを立て、利用者に寄り添った伴走型の支援を実施している。そのため、利

用者の住居以外の問題解決にもつながっており、結果として利用者が再度ホームレスに陥るリスクを低減できていると考える。

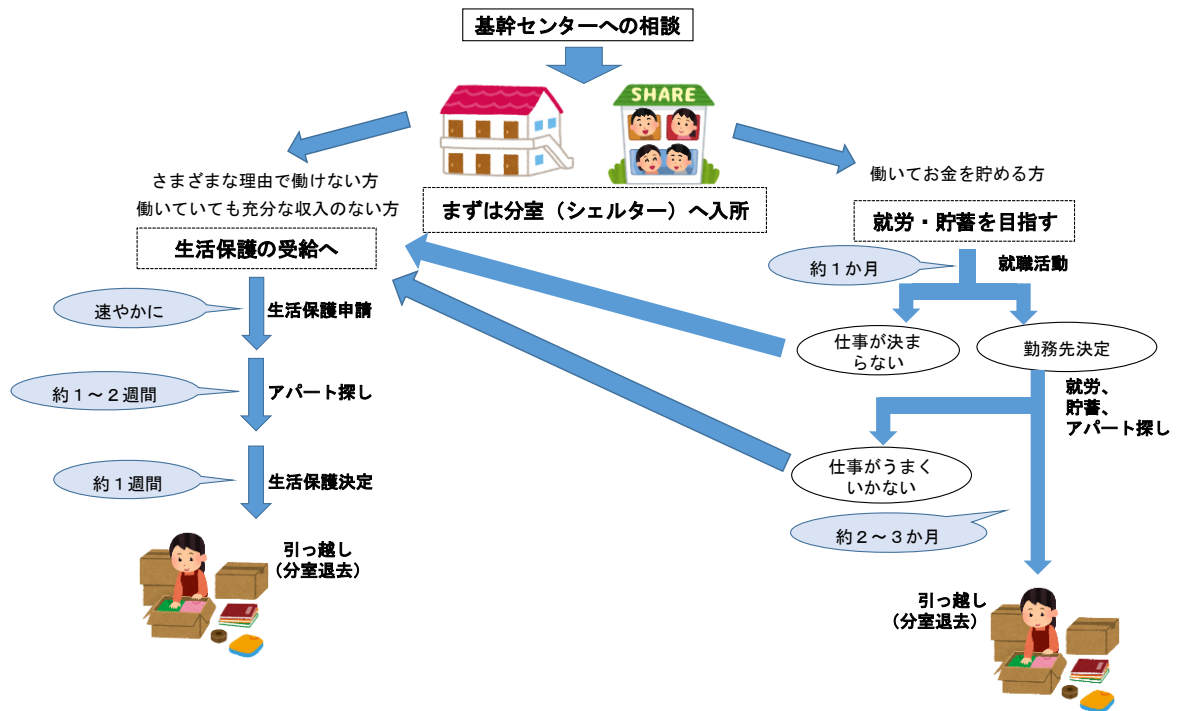
これまでの活動実績や利用者からの評価等を勘案し、今後も引き続き J O I N を中心として、札幌市のホームレス自立支援施策を実施していくこととする。

エ J O I N 分室それぞれの特性



分室それぞれの特性を生かすことで、利用者のニーズに可能な限り応えられる体制となっている。就労自立を目指すのか、生活保護による自立を目指すのかなど、利用者のニーズや特性を面接にて判断し、適当と判断する分室に入所を依頼している。

オ JOINへの相談者のフローチャート



稼働阻害要因があり、すぐに働くことが難しい方は、原則として生活保護の活用により自立を図ることとなる。

すぐに働ける方は、分室の相談支援員の支援により就職活動を行い、自力で住まいを確保できるお金が貯まるまで、分室シェルターに滞在することとなる。

この図はあくまでモデルケースで、実際には、対象者それぞれの特性に合わせた伴走型の支援を実施している。

(2) ホームレス自立支援連絡会議

札幌市では、庁内関係部局で構成する「ホームレス自立支援連絡会議」を設置し、ホームレスの自立支援施策の検討を行うとともに、関係部局が所管事務に応じた役割を担い、取組方針に基づいた具体的な自立支援施策が円滑に行われるよう、連携を図っている。

保健福祉局	総務部	総務課	地域福祉計画、ボランティア活動支援など
		(地域福祉推進担当課)	
		保護自立支援課【事務局】	生活保護及び生活困窮者自立支援制度
	障がい保健福祉部	精神保健福祉センター	精神保健対策
	保健所	健康企画課	健康対策
		(地域保健・母子保健担当課)	
		感染症総合対策課	結核対策
		(結核・感染症対策課)	
経済局	雇用推進部	雇用推進課	雇用対策
建設局	総務部	道路管理課	道路管理
	みどりの管理担当部	みどりの管理課	公園管理
都市局	市街地整備部	住宅課	市営住宅管理
		(住宅管理担当課)	
交通局	高速電車部	運輸課	地下鉄駅構内管理
消防局	警防部	救急課	救急搬送
中央区	土木部	維持管理課	道路・公園管理
		(管理担当課)	
	保健福祉部	保護一課	生活保護

(3) 民間団体によるホームレス支援

「北海道の労働と福祉を考える会」は、夜回り相談を中心に支援活動を行っている。また、「NPO法人ハンド・イン・ハンド」や「みなづき会」、また市内数か所の教会などで、定期的に食糧支援を実施している。

2 具体的な支援策について

(1) 就業の機会の確保について

ア JOIN分室による就労支援事業

JOIN分室においては、主に分室ベトサダが就労支援可能なホームレスを受け入れており、5ページ下の表のとおり、これまでのシェルター利用者のうち1/4以上の者の就労自立を実現している。

今後は、分室ベトサダ以外の分室においても、札幌市生活就労支援センター（通称：STEP）やハローワークなどの就労支援関係機関と連携の上で、就労可能な方に対して就労支援を実施していく。

イ ホームレス就労支援入所事業

就労による社会復帰意思のあるホームレスを、救護施設（札幌明啓院：本事業の定員6名）へ原則3か月を限度に入所させ、就労支援を実施し自立を促す事業である。

また、職場定着・自立継続事業として、退所者のうち職場定着や自立（居宅生活）継続支援が必要な方に対し、退所後も巡回訪問や電話での相談を継続している。

【ホームレス就労支援入所事業の実績】

（単位：人）

（単位：件）

年度	就労支援事業					職場定着・自立継続事業	
	前年度からの入所者数 (a)※	年度内入所者数 (b)	退所者			電話相談件数	訪問相談件数
			就労	その他	計 (c)		
25	7	30	26	6	32	36	41
26	5	28	19	7	26	18	7
27	7	17	13	9	22	14	19
28	2	30	13	17	30	10	9
29	2	17	10	7	17	8	7
30	2	13	9	5	14	7	3
計	25	135	90	51	141	93	86

※(a)+(b)=(c)+翌年度の(a)

平成25年度から30年度までの入所者累計160名のうち、半分以上の90名が就労により自立を果たしており、効果の高い事業と言える。

ウ 今後の課題

これまでも、ホームレスに対しては上記の就労支援事業を実施してき

たが、就労のためには安定した住居や生活環境が必要であることから、まずは生活保護を申請し、生活保護受給により生活が安定してから、就労支援を実施することが多くなっている。今後も、本人が生活の立て直しを第一に考えている場合は、生活保護の申請を促す支援を実施していく。

また、ホームレスは、人間関係が途絶していることが多く、仕事に就いても悩み事を相談する相手がおらず、困難を自分一人で抱えてしまい、すぐに退職してしまう方が多い。このような方に対し、STEPやハローワークとの連携により就労の定着を支援していくこととする。

(2) 安定した居住場所の確保について

ア JOIN分室のシェルターについて

基幹センターからの受け入れ要請により、以下のとおり利用者を受け入れている。平均して1人30泊ほど利用しており、必要な数が過不足なく確保できていると考える。

※各分室定員総計 47人 × 365日 = 17,155泊（稼働率100%）

平成30年度分室総宿泊数 10,103泊 ÷ 17,155 = 58.9%

参考：平成30年度の商業宿泊施設平均稼働率：61.2%

【各分室の年度ごとの利用者数と宿泊数】

年度	分室名	相談受付	利用者数	宿泊数
27	ベトサダ	414	237	6,056
	アジール	73	47	1,352
	みんなの広場	71	58	1,807
	れおん	61	33	1,448
	計	619	375	10,663
28	ベトサダ	224	179	4,602
	アジール	107	53	1,559
	みんなの広場	125	116	2,848
	れおん	69	28	1,899
	計	525	376	10,908
29	ベトサダ	156	148	4,174
	アジール	124	44	1,618
	みんなの広場	101	103	2,659
	れおん	83	25	1,656
	計	464	320	10,107
30	ベトサダ	154	154	4,173
	アジール	119	49	2,053
	みんなの広場	97	97	2,496
	れおん	106	32	1,381
	計	476	332	10,103

利用者数、宿泊者数ともにおおむね横ばい傾向にある。利用者1人当たりの平均宿泊数は、30泊程度である。

一方、女性のホームレスについては、支援に時間を要し宿泊が長引く方が多くなっている。

イ 救護施設への緊急一時入所について

高齢や障害、傷病などにより緊急に支援を必要とする状態にあるホームレスに対し、緊急一時的に救護施設へ入所させ、居宅確保などの支援を行うことによって、自立を支援している。

【救護施設への緊急一時入所者数実績】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入所実績	63人	51人	56人	45人	79人	65人

J O I Nの設立（平成27年4月）により一時的に入所者が減少したが、生活保護を申請したホームレスについては、J O I Nよりこちらを優先的に利用することを徹底したところ、近年は増加傾向にある。

ウ 住居確保給付金について

離職により住居を失った、あるいは失うおそれがある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対し、家賃相当額を給付する制度である。求職活動を継続して行うことが支給要件に含まれているため、多くが就職及び自立につながっている。

【各年度の相談・申請・支給決定等実績】

(単位:件)

	27年度	28年度	29年度	30年度
相談取扱件数	410	375	373	453
申請件数	112	78	68	81
支給決定件数	93	63	63	72
就職者数	54	53	54	51

相談件数は平成30年度に増加しているが、支給決定者は横ばいで推移している。

エ 札幌市居住支援協議会について

札幌市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する

賃貸住宅の入居の円滑化に関し必要な措置について協議するため、令和2年1月に設立された。

同協議会は、高齢者等の住宅確保要配慮者の住まいに関する様々な困りごとを支援するため、相談窓口を開設する予定である。今後は、ホームレスの住居確保に向けた支援に関し、同協議会との連携を図っていく。

オ 無料低額宿泊所について

無料低額宿泊所とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設をいい、施設によって、居室の提供のみを行う場合や食事の提供等を併せて行う場合、さらに日常生活上の支援を行う場合など、様々な事業の形態がある。

施設を運営する事業者の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれる悪質な者がいる一方で、様々な生活支援に熱心に取り組んでいる者も一定数いるとされてきたことを受けて、国は、悪質な事業者を規制しつつ、良質な事業者が活動しやすい環境づくりを進めるため、平成30年6月に無料低額宿泊所に関する法令改正を行った。

これを受けて、札幌市は、令和2年3月に無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を制定した。同月時点で無料低額宿泊所の届出は無いが、条例施行を機に届出があった際には、当該施設と連携しホームレスの住居確保を進めていくこととする。

(3) 保健医療の確保について

ホームレスは、路上生活等により健康状態が悪化していることが多く、また、社会から孤立した生活を続けていることによって、身体面だけではなく精神面においても対応が必要となっていることが多い。

このため、保健・医療・福祉の関係機関が連携・協力して健康相談を行い、ホームレスの健康状態を把握するとともに、相談結果に応じて生活保護の適用を検討するなどにより、ホームレスの保健・医療の確保を図っていく。

なお、支援を拒否するホームレスに対しては、JOINによる巡回相談などで粘り強く対話を試み、人となりを知ることで、何かあったときの対応方法を関係機関と共有しておくようにする。

ア ホームレス総合相談会における健康相談

ホームレス総合相談会において、問診・血圧測定・検尿・血液検査・胸部X線撮影(結核検診)を内容とする健康相談、及び精神保健相談を実施する。

健康相談の結果、精密検査を必要とする場合には、生活保護の活用により医療機関での検査を行い、健康状態を確認する。

※ 血液検査は 40 歳以上が対象。

イ 精神保健に関する相談

精神保健福祉センター、各区役所において、ホームレス本人や関係者に対する相談を行うほか、必要に応じてホームレスの起居の場所を訪問して精神保健状態の確認を行う。

相談を受けて、医療の確保が必要と判断した場合には、精神保健福祉センター、区役所、専門医療機関が連携して対応する。

ウ 各区役所保護課における対応

各区役所保護課への相談があったホームレスに対しては、必要に応じて生活保護（医療扶助）の活用により医療機関での検査を行い、健康状態の確認を行う。

第4 地域における生活環境の改善及び安全の確保等に関する事項について

道路・公園その他の公共の施設を管理する者は、その施設をホームレスが起居の場所とすることにより適正な利用が妨げられているときは、施設の適正な利用を確保するため、関係機関と連絡調整し、ホームレスの自立支援施策との連携を十分に図りながら、適切な措置を講ずる。

また、洪水等の災害時においては、近隣の避難所をあらかじめ案内しておくとともに、避難所においてホームレスを排除することなどが無いよう、配慮して対応していく。

1 公共施設の巡視活動の実施

道路、公園、河川敷などの公共施設については、施設の管理者による定期の巡視のほか、必要に応じて施設の管理者とJOINが連携して巡視活動を行い、路上（野宿）生活者に対する必要な助言や指導を行う。

2 放置物の処理、法令の規定に基づく監督処分等の措置の実施

公共施設に路上（野宿）生活者が使用していた物品が放置されている場合は、施設の管理者は適正な利用を確保するため、必要に応じて放置物の処理を行う。

また、必要がある場合には、ホームレスの自立支援施策との連携を十分に図りながら、法令の規定に基づく監督処分等の措置を取る。

第5 各行政機関や民間団体等、関係機関との連携について

1 生活困窮者支援ネットワーク会議による連携

年に2回、JOINが主催し、ホームレス支援に関わる支援機関や団体等の関係者を集め、札幌市のホームレス支援全般に関する課題等の協議や情報交換の場として開催している。

2 札幌中心部ホームレス対策施設連絡会について

平成29年2月から、札幌市中心部において、札幌駅前通まちづくり株式会社を中心に、施設（ビル管理会社等）と支援団体、及び国や市などの関係機関が、ホームレスの滞在状況や支援状況について情報共有を図る目的で開催している。

3 国や北海道、及び近隣自治体の関係機関との連携

(1) 国の機関との連携について

市内ハローワークにおけるホームレスへの就労支援（北海道労働局）や、国管轄の道路・河川におけるホームレス対策（北海道開発局）などで実施している。

(2) 北海道及び近隣自治体との連携について

6ページの図でも触れているが、ホームレスになる前の居住地について、札幌市内の者はほぼ半数、残りの半分は北海道外から来た者と、道内他都市から来た者がおおむね半分ずつ（1/4）となっている。

つまり、札幌におけるホームレスのうち、職や一時的な宿泊場所を求めて道内他都市や道外から札幌市に出てきたものの、職が見つからないなどして、札幌でホームレスになってしまう者が約半数いるということになる。

背景として、生活困窮者自立支援法における「一時生活支援事業」は、各地方自治体において「任意事業」とされており、北海道内の35市（町村は北海道にて実施）のうち札幌市を含む数市しか実施していないことがあると考える。事業を実施していない市において発生したホームレスが、その市の相談窓口にてJOINを案内され、本人が希望していないにも関わらず札幌まで来てしまうという事例が後を絶たない。

このことは、札幌市単独でのホームレス支援施策には限界があることを示している。

そこで、北海道や札幌市が主催する会議を通して、北海道や道内他都市及び近隣自治体と適切に連携し、各自治体のホームレス施策の充実に向けて働きかけていくこととしたい。

